

平成24年度 当初予算 一般会計歳入歳出計上見込（要求）額について

予算要求に関する見積書の提出期限である平成23年11月19日までに提出された歳入・歳出に関しまして、一般会計における予算計上額（要求額）は以下のとおりです。

◆一般会計歳入・歳出計上（要求）状況

（単位：千円）

一般会計	歳入	歳出	差額
平成24年度 計上見込（要求）額（A）	12,438,549	13,411,141	▲ 972,592
平成23年度 当初予算額（B）	13,371,800	13,371,800	0
差引額（A - B）	▲ 933,251	39,341	▲ 972,592

- ※1 地方譲与税及び交付金、地方交付税及び市債については、現段階では不確定なため前年度同額を計上しています。
 ※2 人件費については、現時点では平成23年度当初予算と同額を計上しています。
 ※3 繰出金については、人件費が確定していないため、現時点で把握しえる経費のみの計上としています。
 ※4 現時点では財政調整基金繰入金は加味していません。
 （参考：平成23年度当初予算における財政調整基金繰入金：896,657千円）



☆ちなみに、昨年度と同額の財政調整基金繰入金（8億9,665万7千円）を歳入に加算してみると・・・。

一般会計	歳入	歳出	差額
平成24年度 計上見込（要求）額（A）	13,335,206	13,411,141	▲ 75,935
平成23年度 当初予算額（B）	13,371,800	13,371,800	0
差引額（A - B）	▲ 36,594	39,341	▲ 75,935



現在の状況として

- ①収入（歳入）では、貯金の取り崩し（財政調整基金繰入金）を同額見込んだとしても、3,600万円ほど収入が減っています。
 ②支出（歳出）では、逆に3,900万円ほど支出が増えています。
 --- その結果、収入と支出の差は、7,600万円程度、収入が不足している状況となっています。
 --- さらに、貯金の取り崩しを加算しない場合は、9億7千万円程度の収入が不足している状況となっています。



◆歳入（一般会計）

（単位：千円）

区分		平成24年度予算計上見込額	平成23年度当初予算額	差額（H24 - H23）
自主財源	市 税	7,590,256	7,580,093	10,163
	分担金及び負担金	160,528	143,497	17,031
	使用料及び手数料	209,889	213,496	▲ 3,607
	その他収入	394,669	1,278,744	▲ 884,075
	小計	8,355,342	9,215,830	▲ 860,488
依存財源	地方譲与税及び交付金	731,400	731,400	0
	地方交付税	370,000	370,000	0
	国庫支出金	1,485,280	1,693,677	▲ 208,397
	県支出金	926,527	790,793	135,734
	市債	570,000	570,000	0
	小計	4,083,207	4,155,870	▲ 72,663
合計	12,438,549	13,371,700	▲ 933,151	

※ その他収入とは、財産収入・寄附金・繰入金・繰越金・諸収入の合計です。



《市税の主な内訳》

- ◆市民税・・・約29億4千万円（23年度当初予算と比べると 約2億6千万円の増加）
- ◆固定資産税・・・約35億5千万円（23年度当初予算と比べると 約2億7千万円の減少）

どうして？

- ◆市民税については、①扶養控除の廃止・見直しによる影響②前年度より納税者数が増える見込みによる影響③総所得額が増えると見込んだことによる影響
以上のことなどから個人市民税が増額すると見込んでいます。
- ◆固定資産税については、3年に一度の評価替えの影響から土地・家屋に関する固定資産税が減少、償却資産に関する固定資産税では、不景気の影響で企業の設備投資が見込めないことから減少すると見込んでいます。



◆歳出（科目別）

（単位：千円）

区 分	平成24年度予算要求額	平成23年度当初予算額	差 額 (H24 - H23)
議 会 費	202,125	200,640	1,485
総 務 費	1,485,111	1,431,421	53,690
民 生 費	5,185,562	5,202,337	▲ 16,775
保 健 衛 生 費	1,732,614	1,832,256	▲ 99,642
労 働 費	835	889	▲ 54
農 林 水 産 業 費	100,308	107,589	▲ 7,281
商 工 費	264,930	259,967	4,963
土 木 費	1,395,099	1,136,101	258,998
消 防 費	476,964	485,896	▲ 8,932
教 育 費	1,244,051	1,267,985	▲ 23,934
災 害 復 旧 費	4	4	0
公 債 費	1,293,538	1,416,714	▲ 123,176
そ の 他	30,000	30,001	▲ 1
合 計	13,411,141	13,371,800	39,341

◆「総務費」が増えているのはなぜ？

主に地震等の災害に対する備えとして、「同報無線設備」の整備に関する費用（約1億円）が、予算要求されているためです。

◆「保健衛生費」が減っているのはなぜ？

主に刈谷豊田総合病院高浜分院の経営努力により「運営費補助」が減額されているためです。（約1億1千万円の減）

◆「土木費」が増えているのはなぜ？

主に市道港線の整備に関する費用（約2億1千万円）が予算要求されているためです。

◆「公債費」が減っているのはなぜ？

過去に借り入れたお金の返済が古いものから終了しているためです。



◆歳出（部局別）

（単位：千円）

部・グループ名	平成24年度要求額	平成23年度当初予算額	差 額 (H24 - H23)
(市 長 直 轄)	706,059	587,799	118,260
地 域 協 働 部	1,528,386	1,651,241	▲ 122,855
市 民 総 合 窓 口 セ ン タ ー	1,898,255	1,799,574	98,681
福 祉 部	2,086,431	2,088,970	▲ 2,539
こ ど も 未 来 部	2,415,197	2,533,040	▲ 117,843
都 市 政 策 部	852,329	604,467	247,862
行 政 管 理 部	257,077	343,418	▲ 86,341
会 計 グ ル ー プ	2,742	2,522	220
教 育 委 員 会	512,724	535,763	▲ 23,039
議 会 事 務 局	167,686	166,201	1,485
監 査 委 員 事 務 局	1,321	1,242	79
小計 (A)	10,428,207	10,314,237	113,970
人件費 (B)	1,804,571	1,805,216	▲ 645
特別会計繰出金 (C)	1,178,363	1,252,347	▲ 73,984
合計 (A+B+C)	13,411,141	13,371,800	39,341

※1 人件費 (B) については、平成23年度当初予算と同額を計上しています。

（ただし、再任用職員に係る社会・雇用保険料（393千円）及び中学校用務員の宿直手当（252千円）は除く）

※2 特別会計繰出金 (C) については、人件費が確定していないため、現時点で把握しえる経費のみの計上としています。

《お金が不足しているけど、どーするの？》

現在の状況は、各担当グループが近年の財政状況を鑑みながら、必要最小限と考えられる予算の要求をしてきている段階です。

――→ 今後は、財政担当により、「支出の削減ができる経費はないか？」「先送りできる事業はないか？」など更なる支出の圧縮に向けた査定（聴き取り）を行っていきます。

――→ その後さらに、市長・副市長により政策判断を要するような事業について、大局的な視点から「支出の削減ができる経費はないか？」「先送りできる事業はないか？」など更なる支出の圧縮に向けた査定（聴き取り）を行っていきます。



●用語解説●

◆財政調整基金

特定の目的を定めず、財源不足時の穴埋めなどに使用できる貯金のことになります。

◆自主財源

市が自主的に収入できる財源のことで、市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがあります。市独自で収入額を決められるので「自主財源」と呼びます。

【たとえば・・・】

家計に例えると、自分で稼いだお金や、自分の貯金の利子などに似ています。

◆依存財源

国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする市の収入で、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、地方債など市独自で収入額を決められないので「依存財源」と呼びます。

【たとえば・・・】

家計に例えると、親からの仕送りや銀行からの借入（ローン）などに似ています。

◆評価替え

3年間の資産価値の変動に対応し、評価額を見直す作業を「評価替え」といいます。

固定資産税は、所有する固定資産の価格（適正な時価）を課税標準として課税されます。

ですから、本来であれば毎年評価替えを行い、課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになりますが、膨大な数の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であることや、課税事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要もあること等から、土地と家屋については原則として3年毎に評価額を適正な均衡のとれた価格に見直す制度がとられています。

この3年ごとの評価替えを行う年度を「基準年度」といい、前回は、平成21年度、次は平成24年度が基準年度になります。

なお、土地の価格については、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により、評価を修正できることとなっています。

◆同報無線設備

同報無線は大雨や地震等の災害予想されるときなどに、市民の皆さんに正確な情報を伝達することを目的とした設備です。